

(平成21年3月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	32 件
国民年金関係	24 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	42 件
国民年金関係	24 件
厚生年金関係	18 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から 60 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 60 年 6 月まで

私は、申立期間当時、大工をしており、当初は国民年金保険料を納付していなかったが、結婚後に妻に勧められ保険料を納付し始めた。まず、未納期間分の保険料を納付した記憶がある。それ以降は、妻が区役所又は銀行口座振替で夫婦二人分の保険料を一緒に納付してきた。妻の納付記録はあるのに、私の申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の受給権を得るのに必要な期間を満たすため、昭和 48 年 3 月から 49 年 3 月までの期間の国民年金保険料を特例納付及び過年度納付の方法により納付していることが納付記録から確認できるが、その直後の申立期間については、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻が納付済みになっていることから、申立人の保険料を納付しなかったとは考え難く、申立期間が未納となっていることは不自然である。

また、昭和 63 年 7 月から 60 歳となる平成 10 年 2 月までの国民年金保険料をすべて納付しているが、この期間を納付しても年金受給権を満たすことができないことから、申立期間の保険料を納付していた可能性が高く、申立人の国民年金手帳記号番号払出簿及び基礎年金番号通知書において、申立人氏名が誤って表示されている等、行政側の記録管理に不適切な事務処理が行われた可能性がうかがわれる。

さらに、国民年金保険料を申立人と一緒に納付していたとする申立人の妻は、年金手帳に保険料の領収書を挟み夫婦別々の袋に入れ保管していた等、当時の納付状況を具体的に証言していることから、申立内容は基本的に信用

できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと考えられる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年4月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年11月から59年3月まで

私は、夫の国民年金保険料を集金していた集金人から、20歳からの国民年金加入を勧められたので、区役所に行き加入手続を行った。国民年金に加入後は、私が夫の分と一緒に集金人に保険料を納付してきた。

ところが、平成19年に社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間の記録について、夫は納付済みとなっているのに私の記録が未納になっていると言われた。私のみ保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和56年6月に払い出されており、申立人は国民年金保険料をさかのぼって納付したことはないと申し立てていることから、この時点では、申立期間のうち、同年4月以降の保険料を納付することが可能である。

また、申立人夫婦の国民年金保険料納付年月日が確認できる記録では、夫婦同一日に納付していることが確認できるため、基本的に夫婦一緒に納付していたものと推認され、申立人の夫は、昭和56年4月から59年3月までの期間における保険料は納付済みとなっていることから、申立人のみ56年4月から59年3月までの保険料が未納とされているのは不自然である。

2 一方、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和56年6月に払い出されていることから、その時点では、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出された

ことをうかがわせる形跡は見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、昭和 54 年 4 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料は、過年度納付することが可能であるが、申立人は、さかのぼって納付した記憶は無いとしていることから、過年度納付を行ったということは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年4月から59年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案1795

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から58年11月までの期間及び62年4月から63年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から平成12年10月まで

私が20歳になった昭和42年ごろに区役所で国民年金の加入手続を当時の居住地で行い、年金手帳を交付された記憶がある。国民年金保険料は、独身の時は自分で、結婚後は元妻が元妻の保険料と一緒に納付書により金融機関で納付し、離婚後は銀行口座から振替で保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の私の国民年金の加入履歴及び納付記録がないとされているのに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 社会保険庁では、申立期間に係る申立人の国民年金の加入歴及び納付記録が存在しないとされているところ、申立人に基礎年金番号以外の別の国民年金手帳記号番号が昭和45年5月ごろ元妻と連番で払い出されていることが確認でき、その納付記録では46年4月から58年11月までの期間、62年4月から同年9月まで期間及び63年1月から同年8月までの期間の国民年金保険料は納付済みと記録されている。

また、その納付記録は、申立人の氏名が間違っており、行政側の記録管理が適切に行われていなかったものと考えられる。

2 申立期間のうち、昭和45年4月から46年3月までの期間については、申立人の保険料と一緒に納付していたとする申立人の元妻の保険料は過年度納付されていることが国民年金被保険者台帳から確認できるが、社会保険庁の記録では45年4月から46年1月は保険料が未納となっており、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性が高く、申立人の記録についても行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

- 3 申立期間のうち、昭和 62 年 10 月から同年 12 月までの期間については、その前後の期間の保険料は納付済みであり、銀行に記録が残っている 63 年 1 月から同年 8 月までは保険料が口座振替されていることが確認できることから、申立人の主張どおり銀行口座振替で納付していたのであれば、その期間も口座振替で保険料を納付していたものと考えられる。
- 4 一方、申立期間のうち、昭和 42 年 1 月から 45 年 3 月までの期間は、申立人が 42 年ごろ居住していた市で別の国民年金手帳記号番号は確認することができず、45 年 5 月以降の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、当該期間の一部は、時効により保険料を納付できない期間がある。
また、その期間の申立人の納付に関する記憶が不明確であり、納付状況が不明である。
- 5 申立期間のうち、昭和 58 年 12 月から 62 年 3 月までの期間は、申立人の国民年金保険料と一緒に納付していたとする元妻は未納及び免除期間である上、銀行口座振替による保険料の納付は離婚後からと申立人は記憶していることから、申立人が保険料を納付していたとは考え難い。
- 6 申立期間のうち、昭和 63 年 9 月から平成 12 年 10 月までの期間は、申立人の銀行口座から国民年金保険料を振替している記録がない。
また、その期間中に申立人は転居を繰り返しているが、申立人の国民年金の記録では昭和 63 年 11 月に転居した記録までしかなく、その後の住所変更手続を行った形跡が見受けられないことから保険料の納付はできなかったものと考えられる。
- 7 上記 4、5 及び 6 の期間については、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 8 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 45 年 4 月から 58 年 11 月までの期間及び 62 年 4 月から 63 年 8 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年11月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年12月から42年9月まで
② 昭和55年7月から60年4月まで
③ 昭和60年11月から61年3月まで

私は、母親から20歳になったら国民年金に加入するのは義務だと聞いており、自分で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を区役所、銀行及び郵便局で納付したので、未納又は申請免除となっている期間について、未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③については、5か月と短期間であり、申立人は、平成7年5月に申請免除をしていた昭和60年5月から61年3月までの期間の国民年金保険料の追納を申し出ており、保険料を納付することが可能である。

また、申立人は、平成7年5月から同年10月まで毎月国民年金保険料を追納しており、追納とは別に平成7年度の現年度保険料も毎月納付していることが確認できることから、追納を途中で止めたとは考え難く、申立期間の保険料を納付していないのは不自然である。

2 一方、申立期間①については、申立人は、区役所、銀行及び郵便局で国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳は昭和44年11月に交付されており、その時点で、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立人は現在所持している国民年金手帳以外に別の国民年金手帳を所持していたことは無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立期間②については、申立人は、区役所、銀行及び郵便局で国

民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人は、保険料の納付金額の記憶が明確では無いため、納付状況が明確では無く、申立人の夫も申立期間に係る保険料が未納又は申請免除となっている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年11月から61年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は昭和44年6月から45年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年6月から45年5月まで

私の国民年金は母親が加入手続を行い、保険料は母親が集金人に三人分を納付していた。申立期間の母親と姉の保険料が納付されているのに、私の保険料だけが未納であることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を母親が納付していたと主張しているところ、申立期間にかかる申立人の母親及び姉の保険料は納付済みであり、申立人の姉の保険料は加入手続時に1年前にさかのぼって納付されていることが確認できることから、12か月と短期間である申立人の保険料について納付されていないことは不自然である。

また、当時同居していた申立人の姉は、子供思いの母親が、家業を継ぐことになった申立人の保険料を納付しないはずはなく、申立人の姉の結婚後の任意加入期間の保険料も母親が継続して納付していたとも証言しており、その内容は具体的であり基本的に信用できる。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、国民年金保険料を完納しており、申立期間当時に同居していた申立人の姉の保険料も納付していることから、保険料の納付意識が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案1798

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年6月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年6月から同年9月まで

私は、昭和59年6月ごろに区役所で国民年金と国民健康保険の加入手続きを行い、国民年金保険料は銀行口座からの振替で納付していた。国民年金保険料の納付書が発行されているのであれば、すべて納めたはずであり、申立期間だけを残して納付するとは考えられない。保険料はきっちり納付してきており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

昭和60年6月17日付けで申立人へ過年度の国民年金保険料の納付書が発行された記録が残っており、その時点で国民年金保険料が未納となっている申立期間を含む59年6月から60年3月までの納付書が発行されたものと考えられるが、納付の記録は59年10月から60年3月までの6か月分の保険料を、過年度納付した記録とされており、納付書が発行されていたのであれば当該年度の後半のみ納付するとは考え難く、申立期間について納付されていないのは不自然である。

また、申立期間は4か月と短期間であるとともに、申立人は申立期間を除き、昭和47年4月以降の国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から48年3月までの期間及び52年2月から55年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年7月から48年3月まで
② 昭和52年2月から55年4月まで

申立期間①については、妻が、自分の国民年金保険料と一緒に私の分も納付しているはずであり、妻の保険料が納付済みとなっているのに、私の納付記録が未納とされていることに納得がいかない。

また、申立期間②についても、妻が農協や集金人に納付してきており、3年間も納付しないということは考えられないため、申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が当時居住していた市が保管している国民年金被保険者名簿の検認記録により、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことが確認できる。

また、申立期間②については、申立人の国民年金保険料と一緒に納付したとする申立人の妻は、申立期間②の途中で、保険料の月額が大幅に増額されたと主張しているところ、保険料月額は、昭和51年度の1,400円から52年度には2,200円と約1.5倍に増額されていることに加え、申立人は、申立期間②の途中で転居しており、その妻は、転居前の市では住所地の農協で、転居後の市では集金人に納付してきたとしているところ、転居前後の市では、いずれもその妻が主張する納付方法で保険料を納付することができたことが確認できるなど、申立内容に特段不合理な点はみられない。

さらに、申立期間当時、申立人は申立人の兄が経営する会社に勤務しており、保険料を納付するだけの資力があつたものと推認することができる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月から同年5月まで
② 昭和49年4月から51年9月まで

厚生年金保険料と重複して納付された昭和39年4月分及び同年5月分の国民年金保険料は、平成19年9月に社会保険事務所で、「8年2月に還付処理している」と説明されたが、自分では8年当時から還付請求手続に応じた覚えは一切なく、銀行口座に入金できるはずがないことから、申立期間①の還付済みの記録には納得できず、また、長男を出産した昭和51年6月以降に、それまで未納だった保険料を一括納付した記憶があるので、申立期間②の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、昭和49年4月から51年9月までの国民年金保険料を、未納通知があった後に一括納付したと主張しているところ、納付時期については長男の誕生日を根拠に、長男の出生当時の居住地において納付したと主張するものであり、長男の誕生日は戸籍謄本から51年6月と確認でき、申立内容に不合理な点は認められない。

また、当時の居住地を管轄する社会保険事務所からは、2年を超えた納期限の国民年金保険料までさかのぼって納付ができるという回答があることから、長男出生直後の昭和51年7月から2年前である49年7月納期限の時点で納付可能な同年4月から51年6月までの(27か月分)の保険料については過年度納付されていても特段不合理ではない。

さらに、昭和51年7月から同年9月までの国民年金保険料については、当初から未納であれば申立人の受け取った未納通知に当然同期間も未納期

間として記載されているはずであり、これが無いところを見ると、同地区での過年度納付の記憶は一度しか無いことから、51年7月から同年9月までの保険料については現年度納付していたものと推認できる。

加えて、申立期間②の保険料を納付したとする市役所管轄の支所からは郵便局での納付を案内していたという回答がある上、保険料を納付したとする申立人の夫も郵便局から納付した可能性があることを認めており、申立人がさかのぼって申立期間②の保険料を納付したとする主張に特段不合理な点は認められない。

- 2 一方、申立期間①について、申立人は、昭和39年4月分及び同年5月分の国民年金保険料に係る社会保険事務所からの還付請求書手続に応じた記憶は一切なく、入金すべき銀行口座番号を教えた記憶が無いと主張しているところ、銀行側に問い合わせた結果、社会保険事務所が還付金を入金したとする申立人の銀行口座は「送金通知書作成年月日」である平成8年2月9日の前日に既に解約されており、それ以前に社会保険事務所からの入金記録は存在せず、当然、同月9日以降の入金も不可能であると確認できる。

しかしながら、その後社会保険事務所から再度還付請求書提出の要請がされていることが推測でき、このことから還付金は、当時還付されていないと考えるのが自然であるが、この事務処理の方法は、何らかの理由により銀行口座に還付金の入金ができない場合に行う通常の方法であることが制度上確認でき、かつ、申立人は還付請求に応じなかったとしていることから、還付記録の訂正は必要ないものと考えられる。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から51年9月までの国民年金保険料については納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 1801

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月から50年3月まで

私は、20歳になった夏に、現在の市民病院入口にあった役場に1時間ほどかけて出かけて国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料の納付は、近所に住んでいた市役所職員の家族が集金に来ており、最初に保険料を納付した時に「今月からあなたの分と合わせて3人分ね。」と言われたことを憶えている。保険料納付額は、納付を始めたころは、500円前後であり、その後900円程度になったと記憶しており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金手帳記号番号の前後の国民年金任意加入者の資格取得日から、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、昭和49年8月であることが確認できるが、申立人は、国民年金に加入した後は申立期間を除き、保険料をすべて納付していること及び申立人と同居していたその両親は、国民年金制度発足当時から国民年金に加入し、保険料をすべて納付していることを考慮すると、申立人の保険料納付記録が国民年金に加入してから半年以上も経過した50年4月からとされているのは、不自然であることから、申立期間のうち、申立人が国民年金の加入手続を行った年の年度当初である49年4月から保険料の納付を始めたと考えたとしても特段不合理な点は認められない。

2 一方、申立期間のうち、昭和49年4月より前の46年8月から49年3月までの期間については、申立人の住所地の市では、48年3月まで集金人が

国民年金手帳に印紙を貼付し^{ちょうふ}検認印を押して国民年金保険料を納付する方法であるにもかかわらず、申立人は、そのような国民年金手帳は見たことがないとしていること、また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の妹と連番で払い出されており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらないことから、申立人がこの期間の保険料を納付したとまで推認することができない。

さらに、この期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 1802

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和63年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年1月から同年3月まで
② 昭和63年3月
③ 平成13年10月から18年9月まで

私の国民年金保険料は、当時経営していた店に来ていた集金人に納付していた。その後、60歳のころに市役所を訪れた際、65歳までの任意加入制度の説明を受けた。市役所の窓口で用紙をもらい、市役所付設の銀行窓口で、65歳までの任意加入保険料80数万円を納付したはずであるが、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間②について、当時経営していた店に来ていた集金人に国民年金保険料を納付していたとしているところ、申立人が当時居住していた市では、集金人により保険料の徴収を行っていたことが確認でき、かつ、申立期間が1か月と短期間であるとともに、申立期間の前後の保険料は納付済みであり、申立人の前夫の保険料は納付済みであることから、申立期間②の保険料が未納とされているのは不自然である。

また、申立人は、複数回に渡り住所地の変更を行っているが、申立期間当時、申立人が居住していたとする市及び社会保険庁の国民年金保険料の納付記録が一致しておらず、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

2 一方、申立期間①について、申立人は、店に来ていた集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人は、申立期間①の途

中で住所を変更したとしているが、申立人のマイクロフィルムでは、転出先の住所地を管轄する社会保険事務所に申立人の台帳が移管されたのは、昭和52年6月とされており、その時点では、申立期間①の保険料は過年度納付になるため、申立人が主張しているように集金人が保険料を徴収することはできず、前夫の同期間の保険料も未納とされている。

また、申立期間③について、申立人は、60歳から65歳までの国民年金任意加入の保険料をまとめて80数万円納付したと主張しているところ、その制度上、まとめて納付することができる保険料は1年度分であり、5年度分の保険料を納付することはできない。

さらに、申立期間①及び③について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和63年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 6 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 6 月から 60 年 3 月まで

私は、昭和 59 年 6 月の結婚を機に元妻に国民年金保険料を納付するように言われて、元妻に依頼して保険料の納付を始めた。その際、元妻は、2 年間さかのぼって保険料（昭和 57 年 6 月から 59 年 5 月分）を払った。保険料を納付に行ったのは元妻なので国民年金保険料の金額及び納付場所は不明である。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 57 年 6 月から 59 年 6 月までの期間について、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の元妻が申立人に相談なく保険料をさかのぼって納付したなどの申立人の申立内容は具体的かつ明瞭であり、基本的に信用できる。

また、申立期間のうち昭和 59 年 7 月から 60 年 3 月までの期間については、9 か月と短期間であり、当時、申立人の国民年金保険料と一緒に自分の保険料を納付していたとする申立人の元妻の保険料は納付済みとされていることから、その元妻が申立人の保険料を納付していたとしても特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人は、申立期間以降、国民年金保険料の未納期間は無く、前納制度も利用しているなど保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 6 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 6 月から 40 年 3 月まで

私は、昭和 47 年に国民年金保険料の特例納付ができることが分かったことから、区役所で保険料が未納となっている期間を確認し、私と妻の未納となっている保険料を妻がさかのぼってまとめて郵便局で納付したにもかかわらず、妻の保険料のみが納付済みとなっており、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年に申立人の妻が夫婦二人分の未納となっていた国民年金保険料をさかのぼってまとめて納付したと主張しているところ、その妻は、同年に第 1 回特例納付により申立期間の保険料を納付済みであることが確認できることから、申立人の保険料のみ納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立人の記録は、昭和 36 年 4 月から国民年金に強制加入となっていることから、申立期間の国民年金保険料を特例納付により納付することは可能であるとともに、社会保険庁の記録で確認できる範囲においては、申立期間後の保険料は夫婦が同一日に納付していたことが確認でき申立人夫婦は基本的に夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたものと考えられる。

さらに、申立人の妻は、「特例納付を行った当時は、夫婦二人分の国民年金保険料を納付する資力があり、夫の国民年金保険料は私が間違いなく郵便局で納付した。」旨証言している。

加えて、申立人は、申立期間後は国民年金保険料をおおむね納付しており、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

なお、今回、当委員会において、申立人が昭和 35 年 12 月から 38 年 5 月まで加入していた厚生年金保険の記録が未統合となっていたことを発見したことから、社会保険事務所にその旨を連絡した結果、統合処理が行われた。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から39年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年3月まで

国民年金制度発足当時の昭和36年4月ごろに自治会の隣組で加入を勧められ、自宅で国民年金加入の書類を書いて自治会長に渡した。

国民年金保険料は、自宅に隣組の組長が集金に来ており、集金袋に保険料を入れて集金人に渡し、集金袋に領収印を押してもらっていた。

私は、申立期間当時任意加入だったので、昭和42年3月ぐらいで国民年金をやめる手続を行った。

申立期間が未加入期間で国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、国民年金制度発足の昭和36年4月ごろに国民年金加入の手続を行ったとしているところ、社会保険庁の記録では、申立人が当時国民年金の加入手続を行ったものとはされていないが、国民年金手帳記号番号払出簿を調査した結果、申立人が36年当時、国民年金の加入手続を行っていたことが確認でき、申立内容と一致する。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を集金袋に入れて集金人に渡し、集金袋に領収印を押してもらっていたとしているところ、申立期間当時、申立人が居住していた市の広報によれば、当時、申立人の主張のとおり保険料が収納されていたことが確認できる上、申立人が記憶している金額は、当時の保険料月額とおおむね一致し、申立内容に特段不合理な点は認められない。

2 一方、申立人は、申立期間を当初は、4年間ぐらい納付した覚えがあるとして、昭和36年4月から39年12月までとしていたものを、53年ごろに届いたとする特例納付の案内のハガキに記載されていた金額が10年分の金額であったことから、ハガキが届いたとする53年から10年さかのぼった42年ごろ以降の保険料は未納であるが、それ以前は納付済みであったのではないかとして申立期間を36年4月から42年3月までと変更しており、この特例納付の案内のハガキが届いた時期についても、当初、50年としていたものを、その後、53年であったとし、申立内容が変遷している。

また、申立人は、昭和49年ごろにも保険料額が14万円か15万円と記載された特例納付の案内のハガキが届いたとしており、この特例納付保険料額から推認すると、申立期間は当時未納とされていたことになる。

3 以上のことから、申立人の主張には曖昧^{あいまい}な点がみられ、特例納付の案内のハガキが届いたことを根拠として、申立期間の保険料が納付されていたと認めることはできないものの、前述の1及び申立人が国民年金保険料を4年間ぐらい納付していたと記憶していることを考え併せれば、申立人が保険料を納付したのは当初申立てのあった36年4月から39年12月までと考えても特段不合理な点はみられない。

4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から39年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年5月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年3月から47年4月まで
② 昭和47年5月から50年3月まで

私は、昭和47年6月に区役所に婚姻届を提出した後、私と夫の国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳を受け取った。その国民年金手帳は、その後、52年10月に新しい年金手帳と交換された。

申立期間①については、国民年金の加入手続を行った際、窓口の担当者から、今なら20歳までさかのぼって国民年金保険料を納付することができ、満額の年金を受け取ることができるかと勧められ、納付書を手渡された。後日、さかのぼって20歳までの保険料として1万円ぐらいを郵便局で納付した。

申立期間②については、その当時、夫の父親が家賃等の生活費を負担してくれていたため、夫の父親が他の生活費とともに保険料も納付してくれていたはずである。

申立期間の保険料が未納及び未加入とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人は、昭和47年6月に区役所に婚姻届を提出した後、申立人夫婦の国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳を受け取ったが、その後、52年10月に新しい年金手帳と交換されたとしているところ、申立人が国民年金に加入した経緯は明確で、記憶している国民年金手帳の色も当時発行されていた手帳の色であることが確認でき、申立内容に特段不合理な点は認められないことから、申立人の主張どおり申立人夫婦は、47年6月に国民年金の加入手続を行ったものと考えられる。

また、申立人は、その夫の父親が申立人夫婦の家賃等と一緒に申立期間の国民年金保険料を納付していたとしているところ、その当時、申立人夫婦は夫の父親宅の近所に居住し、夫の父親の経営する会社に勤務していたことから、夫の父親が申立期間②の保険料を納付したとしても特段不自然ではない。

さらに、申立期間②の国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫の父親は、高額にのぼる特例納付や過年度納付を行いつつ受給資格期間を満たしており、保険料の納付意欲は高かったことがうかがえるとともに、夫の父親は、当時会社を経営していたことから、申立人夫婦の家賃や保険料などを負担する資力は十分あったと推認できる。

- 2 一方、申立期間①については、申立人は、昭和 47 年 6 月に国民年金の加入手続を行った際、20 歳までさかのぼって国民年金保険料を納付できると言われたとしているが、仮に、そうであるならば、申立人の被保険者資格取得日は、20 歳になる 45 年 3 月とされるべきところ、申立人の年金手帳では 47 年 5 月となっており、かつ、申立人は、同じく昭和 47 年 6 月に申立人の夫の国民年金の加入手続を行った際、夫の国民年金保険料もさかのぼって納付できると言われ、納付書が発行されたとしているが、仮に、そうであるならば、夫の被保険者資格取得日はそれ以前となるべきところ、夫の年金手帳では 47 年 5 月となっており、申立内容とは整合的でない。

また、申立期間①のうち、昭和 43 年 4 月から 47 年 3 月までは、申立人は厚生年金保険被保険者資格期間であり、仮に、この期間の国民年金保険料を納付したとするならば、後日、還付されるべきところ、還付された形跡はうかがえない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 5 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 1807

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 5 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 5 月から 50 年 3 月まで

私の妻は、昭和 47 年 6 月に区役所に婚姻届を提出した後、私と妻の国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳を受け取った。その国民年金手帳は、その後、52 年 10 月に新しい年金手帳と交換された。

申立期間当時、私は父親の経営する会社で働いており、父親が家賃等の生活費を負担してくれていたため、私の父親が他の生活費とともに国民年金保険料も納付してくれていたはずである。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が昭和 47 年 6 月に区役所に婚姻届を提出した後、申立人夫婦の国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳を受け取ったが、その後、52 年 10 月に新しい年金手帳と交換されたとしているところ、その妻が国民年金に加入した経緯は明確で、記憶している国民年金手帳の色も当時発行されていた手帳の色であることが確認でき、申立内容に特段不合理な点は認められないことから、申立人の主張どおり申立人夫婦は、47 年 6 月に国民年金の加入手続を行ったものと考えられる。

また、申立人は、その父親が申立人夫婦の家賃等と一緒に申立期間の国民年金保険料を納付していたとしているところ、その当時、申立人夫婦は父親宅の近所に居住し、父親の経営する会社に勤務していたことから、父親が申立期間の保険料を納付したとしても特段不自然ではない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の父親は、高額にのぼる特例納付や過年度納付を行いつつ受給資格期間を満たしており、

保険料の納付意欲は高かったことがうかがえるとともに、父親は、当時会社を経営していたことから、申立人夫婦の家賃や保険料などを負担する資力は十分あったと推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで

私は、昭和 37 年ごろ、区役所から国民年金の加入についての通知が届いたので、区役所で国民年金加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、納付漏れが無いよう集金人に相談してまとめて納付していたのに、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 回、かつ、12 か月と短期間である。

申立人は、申立期間の国民年金保険料については、未納が無いよう集金人に相談してまとめて納付したと主張しているところ、申立期間当時、申立人が居住していた地域には集金人制度が存在していたことが確認できるとともに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 37 年 11 月に払い出されていることが確認でき、申立期間の保険料については、社会保険事務所で納付書を発行してもらい過年度納付することが可能であったことから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、申立人の夫が共済年金被保険者となってからも、国民年金に任意加入している上、申立期間以降の国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意欲が高かったことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から 53 年 3 月まで

私は、昭和 55 年ごろに市役所の支所で国民年金の加入手続を行った。その際、国民年金制度が発足した 36 年 4 月以降について、未納とされている期間の国民年金保険料はすべて納付することを申し出た。後日、納付書が届いたので、金融機関で保険料を納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年 6 月に特例納付により申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立期間の保険料を納付したとする同年 6 月は、第 3 回特例納付の実施期間中である上、申立期間は特例納付することが可能な国民年金の強制加入期間であり、申立人が述べる保険料額も、当時、申立期間を含み特例納付が可能であった期間の保険料を特例納付した場合の保険料額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行った時点で、納付可能な国民年金保険料はすべてさかのぼって納付したと主張しているところ、申立人の納付記録によると、申立人は、国民年金の加入後に、申立期間直後の昭和 53 年 4 月から 55 年 3 月までの期間の保険料を過年度納付している上、申立期間より前の国民年金加入期間について、特例納付により保険料をすべて納付していることや、国民年金の加入手続後も付加保険料を含めて保険料を完納していることを考え併せれば、申立人が、途中の申立期間のみ保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 1810

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年3月から同年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年3月から同年5月まで
私が会社を退職した際に、妻が私の厚生年金保険から国民年金への切替
手続を行い、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたにも
関わらず、申立期間について、妻の保険料のみが納付済みとなっており、
私の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金保険料が未納とされている期間は、1回、かつ、3か月と短期間
である。

申立人は、会社を退職した際に、申立人の妻が申立人の厚生年金保険から
国民年金への切替手続を行い、その妻が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒
に納付していたと主張しているところ、夫婦二人分の保険料を一緒に納付し
ていたとする申立人の妻は、申立期間の保険料が納付済みとなっていること
から、申立人のみが申立期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然で
ある。

また、申立期間直後の昭和49年6月から52年7月までの国民年金保険料
は、国民年金被保険者名簿の記録では納付済みとなっていることが確認でき
るが、社会保険庁のオンライン記録では、当初は未納とされており、平成19
年12月に、納付済みに訂正されたなど、申立期間当時における行政側の記
録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年
金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 1811

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から同年 12 月まで

私は、昭和 42 年 3 月に結婚してから夫の母親の国民年金保険料を納付してきたが、夫の母親の保険料の納付が終了したことで、今度は自分の将来のためにと 46 年 3 月に国民年金に加入した。

申立期間の途中、夫の転勤に伴い転居したが、転居前は区役所などで、転居後は市役所などで国民年金保険料を納付しており、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 46 年 3 月に国民年金へ任意加入し、同月の国民年金保険料を納付していることが確認できるが、任意加入後、1 か月分のみの保険料を納付し、その後の保険料を納付していないと考えるのは不自然である。

また、申立人は、申立人の夫の転勤に伴い昭和 46 年 8 月に転居しており、申立人が所持する国民年金手帳では、転居した際の住所変更手続の有無は確認できないものの、転居先の市では、申立期間当時、転居元の地方公共団体から発行される転出証明書に国民年金に関する情報が記載されていた場合、国民年金担当課に回送する仕組みができていたと思うとしており、これにより国民年金被保険者名簿などが作成され、申立人がこの期間の国民年金保険料を納付することは可能であったと考えられる。

さらに、申立人の特殊台帳には昭和 45 年度の納付記録欄に記載が無いが、社会保険庁の記録では昭和 46 年 3 月が納付済みとなっていること、申立人の所持する国民年金手帳には発行年月日の記載が無い上、国民年金印紙検認記録欄の 4 月から 6 月までの欄に納付済みの印があるものの、納付した年度

が不明である等、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

加えて、申立期間は9か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金被保険者期間における国民年金保険料に未納は無く、国民年金任意加入被保険者から第3号被保険者への切替手続及び第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続を適切に行っており、申立人の保険料の納付意欲及び国民年金の意識は高かったことが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月及び同年5月の国民年金付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月及び同年5月

私は国民年金に制度発足時から加入し、その後、付加保険料の制度が始まったことを新聞で知り昭和47年4月から国民年金の付加保険料を夫婦で納付してきた。未納もなく定額保険料と付加保険料を納付しており申立期間において付加保険料だけが未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に制度発足時から加入し、その後、付加保険料の制度が始まったことを新聞で知り昭和47年4月から国民年金の付加保険料を夫婦で納付していると主張しているところ、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、35年10月に連番で払い出され、国民年金制度発足時からの加入者であり、夫は46年6月から付加保険料を納付し、申立人は47年4月から付加保険料を納付しており、夫婦共に国民年金の加入期間において定額保険料の未納はなく、付加保険料も申立期間を除き、未納は無いことから国民年金保険料の納付意欲は高かったものと考えられ、申立期間についても、付加保険料を納付していたとする申立人の主張に不合理な点は認められない。

また、申立期間は2か月と短期間であり、申立期間の国民年金の定額保険料は社会保険庁の記録から現年度で納付していたことが確認できることから申立期間において付加保険料だけが未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月まで

私は、国民年金保険料に未納があると将来年金を受給できないと聞き、同年齢の友人とともに昭和 48 年ごろ、国民年金の加入手続を行い、保険料を自宅近くの郵便局で納付してきた。保険料は 3 か月ごとに細長い納付書に現金を添えて納付し、その時、納付書に領収印が押され返却されたことを記憶している。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を、郵便局で 3 か月ごとに納付したとしているところ、申立期間当時、申立人が居住していた地域では、保険料を 3 か月ごとに収納しており、郵便局でも納付することができたことが確認でき、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間は 12 か月と短期間であるとともに、その前後の期間の保険料は納付済みとなっており、申立期間の前後を通じて、申立人の住所や申立人の夫の仕事に変更は無く、特段の生活状況の変化は認められないことから、途中の申立期間の保険料のみが未納となっているのは不自然である。

さらに、申立人は、昭和 48 年 5 月に国民年金へ任意加入し、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から同年 5 月までの期間及び 57 年 2 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 4 月から同年 5 月まで
② 昭和 57 年 2 月から同年 3 月まで

私は、昭和 50 年 4 月に母親に勧められ A 市で国民年金に任意加入し、53 年 4 月に転居した時、私が区役所で住所変更手続きを行い、国民年金保険料を区役所で納付した記憶がある。また、55 年 3 月に転居してからは、国民年金保険料の額は 1 万円弱と記憶しているが、私が近くの郵便局で納付したり、夫が勤務先の銀行で納付したにもかかわらず、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 4 月に国民年金の任意加入手続きを行い、申立期間を除き保険料をすべて納付している上、申立期間①及び②はそれぞれ 2 か月と短期間であり、前後の期間の国民年金保険料は現年度納付されていることから、申立期間①及び②の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

また、申立期間①は、申立人が区役所で住所変更手続きを行い、保険料を区役所で納付したと主張しているところ、申立人の所持する国民年金手帳から昭和 53 年 4 月に住所変更を行った記録が確認でき、申立期間②については、申立期間中の住所の異動もなく、納付したとする金額も申立期間②の保険料の額とおおむね一致しているなど、申立内容の信憑性は高いものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から同年12月までの期間、57年4月から同年5月までの期間及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月から同年12月まで
② 昭和57年4月から同年5月まで
③ 昭和57年8月

私は、昭和37年10月ごろに夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。申立期間①当時は、集金人に3か月ごとに夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。また、申立期間②及び③については、金融機関で納付書により保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間①から③までの保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の特殊台帳によると、申立人が、昭和43年7月に申立期間①のうち、43年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料を納付していたことが確認できることから、申立人が、同期間について、保険料を納付していたものと認められる。

また、社会保険庁のオンライン記録では国民年金保険料が納付済みとされている申立期間①直後の昭和44年1月から同年3月までの期間が、申立人の特殊台帳では未納とされており、両者の記録に齟齬が見られることや、申立人の特殊台帳において、昭和44年度の保険料に関する記録が、月別の欄はすべて納付済みとされているにもかかわらず、納付月数の合計欄が9か月と記載されているなど、行政側の記録管理が適切でなかった可能性がある。

さらに、申立人は、申立期間①について、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、その元夫の申立期間①の保険料は納付済みとされている。

加えて、申立期間②は2か月、申立期間③は1か月とともに短期間であり、申立期間②及び③は国民年金に任意加入中の期間であり、申立人は、国民年

金に任意加入してから厚生年金保険に加入するまでの間、申立期間②及び③を除き保険料を完納していることから、申立人が保険料を納付する意思を有し、保険料を納付していたとしても特段不合理な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 1816

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 4 月から 39 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 10 月から 39 年 7 月まで

私が 20 歳になった昭和 37 年 10 月に、母親が私の国民年金の加入手続を行った。手続した場所はよく覚えていない。その時、肌色か肌色より黒っぽい国民年金手帳が発行された。

兄は、母親、兄の妻及び私の国民年金保険料を一緒に町内の納税組合の集金人に納付してくれていたため、申立期間の保険料が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の被保険者資格取得日から、申立人は、昭和 38 年 5 月から同年 10 月までの間に加入手続を行ったものと推認され、加入手続を行いながら、当時、保険料を全く納付していないと考えるのは不自然である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、申立人の兄が町内の納税組合の集金人に納付していたとしていることを考え併せると、加入手続時期からみて、現年度納付が可能であった昭和 38 年 4 月から 39 年 7 月までの保険料を納付していたとしても特段不合理な点はみられない。

さらに、申立人は、申立人の兄が、兄自身の国民年金保険料とともに申立人の母親、申立人及びその兄の妻の保険料を納付していたとしているところ、母親及びその兄の申立期間の国民年金保険料は、すべて納付済みとなっており、兄の妻についても、申立期間の一部の保険料は納付済みとなっている。

2 一方、申立期間のうち、昭和 37 年 10 月から 38 年 3 月までの期間については、申立人が加入手続を行ったと推認される 38 年 5 月から同年 10 月までの時点では、集金人に保険料を現年度納付することができない期間である上、申立人には、申立人の兄が保険料をさかのぼって納付した記憶が無い。

また、申立期間のうち、昭和 37 年 10 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかにこの期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 4 月から 39 年 7 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和47年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、47年3月から同年9月までは3万9,000円、47年10月から48年7月までは4万8,000円、48年8月から49年8月までは5万2,000円、49年9月から同年12月までは5万6,000円、50年1月から51年2月までは6万円、51年3月から52年9月までは6万8,000円、52年10月から53年1月までは7万2,000円、53年2月から同年9月までは8万円、53年10月から54年4月までは8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月1日から54年5月1日まで
社会保険庁の記録では、A社で昭和54年5月1日に資格取得となっているが、47年3月1日から勤務していた。

途中で資格取得した記録となっているが、勤務場所も仕事の内容も変わらず、ずっと喫茶部の責任者だった。その後、事務職に異動となったが、それは昭和62年ごろのことである。

申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に入社した時期や経緯についての詳細な記憶及び申立人と同じ部署に勤務した元同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間に同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社の解散後、複数名の従業員を再雇用しているB社が「当時の職員から聴き取りをした結果、申立期間に申立人から厚生年金保険料を控除していたと思われる」旨を回答していること、及び複数の元同僚が、「当時、

職員はすべて社会保険に加入していたはずである」旨を証言していることに加え、申立人と同じ部署に勤務していた元同僚については、入社したときから厚生年金保険被保険者として記録があることから判断すると、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和 54 年 5 月の社会保険事務所の記録及び同僚に係る社会保険庁の記録から、47 年 3 月から同年 9 月までは 3 万 9,000 円、47 年 10 月から 48 年 7 月までは 4 万 8,000 円、48 年 8 月から 49 年 8 月までは 5 万 2,000 円、49 年 9 月から同年 12 月までは 5 万 6,000 円、50 年 1 月から 51 年 2 月までは 6 万円、51 年 3 月から 52 年 9 月までは 6 万 8,000 円、52 年 10 月から 53 年 1 月までは 7 万 2,000 円、53 年 2 月から同年 9 月までは 8 万円、53 年 10 月から 54 年 4 月までは 8 万 6,000 円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社は既に全喪しており、当時の事業主等の所在も不明であることから確認することができないが、雇用保険及び厚生年金保険の記録における資格取得日がいずれも昭和 54 年 5 月 1 日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同日を資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 47 年 3 月から 54 年 4 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得年月日は昭和20年12月1日、資格喪失年月日は23年4月1日であると認められることから、申立期間のうち、申立期間①及び②に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については昭和21年7月から22年4月までは220円、22年6月から同年11月までは250円、22年12月から23年3月までは500円とすることが妥当である。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年7月1日から22年4月30日まで
② 昭和22年6月1日から23年3月31日まで
③ 昭和23年4月26日から27年1月31日まで

私は、昭和20年12月からB会の指示によりA社に継続して勤務し、主に石炭輸送に従事した後、C局に採用になりD社船の運転士として働いた。年金記録を確認したところ、船員保険記録の一部がもれているので、申立期間について船員保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、E社発行の履歴証明書により、申立人は、A社に昭和20年12月1日から23年3月31日まで継続して勤務していたことが確認できる。

一方、社会保険事務所の記録では、申立人は昭和20年12月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、21年7月1日に資格を喪失後、22年5月1日に再度資格を取得し、同年6月1日に資格を喪失となっていることが確認できる。

しかし、社会保険業務センター保管の船員保険被保険者台帳及びN社会保険事務局保管の船員保険被保険者名簿（以下、台帳及び名簿という。）を確認したところ、当該台帳及び名簿にはいずれにおいても資格喪失年月日の記

載が無い上に、一回目の資格喪失年月日である昭和 21 年 7 月 1 日は台帳によれば算定日となっている上、再取得日である 22 年 5 月 1 日も名簿には算定日として記載されている。このことについて、N 社会保険事務局に照会したところ「記録上の喪失日及び取得日は算定日の誤りであると思われる」旨回答している。

また、申立人と同時期に A 社の F 丸に同乗していたと証言している同僚の船員保険記録は、昭和 20 年 1 月 1 日から 24 年 8 月 31 日まで継続しており、当該台帳及び名簿においても記載があるものの、資格取得年月日が月額変更該当年月日欄に記載（逆もあり）されているなど、当時の記録管理に不自然な点が見られる。

これらを総合的に判断すると、申立人について A 社における船員保険の被保険者資格を昭和 21 年 7 月 1 日喪失、22 年 5 月 1 日取得、同年 6 月 1 日喪失とした処理を行う合理的な理由は無く、申立人に係る社会保険庁における年金記録の管理は適切であったとは認められず、E 社が保管する申立人の履歴証明書から、資格喪失年月日は昭和 23 年 4 月 1 日であると認められる。

なお、標準報酬月額については、申立人の被保険者名簿において、報酬月額が昭和 21 年 7 月 1 日付 220 円、22 年 5 月 1 日付 322 円に改定されたことが確認できることから、昭和 21 年 7 月から 22 年 4 月までは 220 円、22 年 6 月から同年 11 月までは 250 円、22 年 12 月から 23 年 3 月までは 500 円とすることが妥当である。

一方、申立期間③については、G 組合に照会したところ「申立期間は共済組合員であった期間であると思われ、この当時、組合員期間が 6 か月以上 20 年未満の者については退職一時金を支給することとなっていた」旨の回答があった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間のうち、申立期間①及び②に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

- 1 氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 3 月 1 日から 37 年 1 月 12 日まで
② 昭和 37 年 1 月 12 日から 39 年 2 月 26 日まで
③ 昭和 39 年 2 月 26 日から同年 5 月 1 日まで

58 歳になったとき、社会保険事務所に年金記録を確認したところ、申立期間①及び②については昭和 39 年 7 月 31 日に脱退手当金が支給されていることを知ったが、私はまったく身に覚えは無く、脱退手当金を受け取った記憶も無い。

また、申立期間③についても当該事業所に継続して勤務していた。

厚生年金被保険者証及び保険料控除を証明する給与明細書等の資料は無いが、当該期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人は昭和 39 年 2 月 26 日に A 社の厚生年金保険被保険者の資格を喪失しているが、約 2 か月後の同年 5 月から、国民年金第 3 号被保険者期間を除き、平成 16 年 4 月までの期間、すべての期間について国民年金保険料を納付しており、一貫して年金に対する意識の高い者と認められることから、国民年金保険料を納付しながら、35 か月もの厚生年金被保険者期間について、あえて将来の年金受給の可能性を捨て、脱退手当金を請求することは不自然と考えられる。

また、脱退手当金の最終事業所である A 社の女性従業員で、脱退手当金を受けた記録のある女性従業員 23 名のうち、同社 B 営業所で記録のある者は、申立人以外に 2 名確認できるが、両名とも脱退手当金の手続は本人が行った

と証言しており、本社勤務の他2名についても同様の証言をしている。

さらに、同社で厚生年金保険の被保険者記録があり、脱退手当金の支給記録のない2名も、脱退手当金制度に関する説明は事業所から一切聞いていないとしており、当時、同社が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

加えて、申立人のすべての厚生年金被保険者名簿及び同原票並びに厚生年金被保険者台帳記号番号払出簿には、脱退手当金の支給を示す「脱」表示は無い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

一方、申立期間③については、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、複数の同僚の供述から、申立期間について、申立人が当該事業所に継続勤務していた事実は確認できない。

さらに、A社は既に全喪しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和53年8月14日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年8月14日から53年8月14日まで
社会保険庁の記録では、昭和52年8月14日に資格喪失となっているが、辞めたのはもっと後である。

出産を機に辞めたが、出産は昭和53年6月であり、資格喪失となっている52年8月14日には、まだ妊娠も分かっていない。

出産にあたり、産前・産後休暇を取ったのかどうかははっきり覚えていないが、少なくとも有給休暇は取ったと思う。昭和53年8月ごろに、雇用保険の手続きをした記憶があるので、退職したのはそのころのはずである。

申立期間を、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言から、申立人が、申立期間にA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、事業所の事務担当者は、「当時のことは資料が無いため不明だが、現在は、出産する女性については、産前・産後の休暇を取らせており、その後社会保険の資格喪失の届出を行っている。その間の保険料は、本人から徴収している」と証言しているところ、申立期間と近接する時期に、出産のために退職したとする複数の被保険者から出産日を聴取し、年金記録を調査した結果、それぞれ、出産日の数か月後に厚生年金被保険者の資格を喪失し

ていることが確認できた。

さらに、同僚から「申立人は申立期間も以前と同様に受付の仕事をしてい
た」旨の供述があった。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料
を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 52 年 7 月の社会保険事
務所の記録及び同僚に係る社会保険庁の記録から、11 万 8,000 円とすること
が妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かにつ
いては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺
事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業
主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対
して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無
いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における資格取得日は昭和41年4月19日と認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月19日から同年5月19日まで

昭和41年4月1日にA社(入社当時は、C社。)に入社以来、平成14年3月20日に定年退職するまで、同社に継続して勤務していた。申立期間は、厚生年金保険の未加入期間となっているが、厚生年金保険料は給与から天引きされていた。保険料控除を証明する資料は無いが、申立期間を厚生年金保険の被保険者と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における在籍証明書及び雇用保険の被保険者記録から、申立人は昭和41年4月1日にA社に採用され、平成14年3月20日まで継続して在籍していたことが確認でき、同社は「申立人の入社当時の勤務場所はB工場であった」としている。

また、A社は、給与及び厚生年金保険料納付の実務において、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が社会保険事務所に納付されていないという事実は考えられないとしている。

さらに、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿及び原票から、申立人は昭和41年4月1日にA社本社における被保険者資格を取得し、同年4月19日に喪失していることが確認でき、また、B工場において同年5月19日に資格取得していることが確認できることから、同社は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除し、これを社会保険事務所に納付していると認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社B工場における資格取得日は昭和41年4月19日であると認められる。

なお、申立人は昭和 41 年 4 月 1 日に A 社本社において資格を取得し、同年 4 月 19 日に資格喪失しており、申立期間が未加入期間となっているものの、社会保険庁の記録上、被保険者期間が欠落しているわけではない。

第1 委員会の結論

申立人が申立期間に勤務していたとするA社(現在は、C社。)は、当時、社会保険事務所の記録では厚生年金保険の適用事業所となっていないが、適用事業所の要件を満たしていたと認められるところ、申立期間の厚生年金保険料を同社により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を昭和48年7月1日とし、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月30日から同年7月1日まで

厚生年金保険の加入記録について社会保険事務所で確認したところ、昭和48年6月30日でいったん資格喪失し、同年7月1日にB社で取得となっているが、退職ではなく、関連会社に転籍しただけであり、資格喪失日を同年6月30日としていることはおかしい。

B社の事業承継会社であるC社が発行する在籍期間証明書を提出するので当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社発行の在籍期間証明書から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務(昭和48年7月1日にA社から関連会社B社に転籍)し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年5月の社会保険事務所の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、申立期間の1か月前までは適用事業所となっているが、その後は申立期間を含めて適用事業所としての記録が無い。しかし同社は社内報から5名の従業員の存在が確認できるこ

とからも、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業所は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

神奈川県厚生年金 事案 738

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を平成4年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を50万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年11月1日から5年1月1日まで

厚生年金保険の加入記録について社会保険事務所で確認したところ、平成4年11月1日から5年1月1日まで、厚生年金保険に加入していないことになっているが、営業譲渡に伴い関連会社へ異動したものであり空白が生じるはずがない。

在職証明書及び賃金台帳の写しを提出するので、当該期間について被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社保管の給与台帳及び雇用保険の記録から、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（平成4年11月1日にA社の金属部門をB社に営業譲渡したことによる転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成5年1月の社会保険事務所の記録から、50万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、健康保険組合に係る手続きに誤りは無いので厚生年金保険についても誤った手続きはしておらず、厚生年金保険料も控除し納付したと主張しているが、これらの主張からは、事業主による保険料納付を認めることはできず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立期間のうち、申立期間②について申立人が昭和 32 年 3 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1 万 8,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 23 年 4 月 1 日から 24 年 6 月 11 日まで
② 昭和 30 年 3 月 1 日から 32 年 3 月 1 日まで

社会保険庁の記録によると、A社に勤務していた昭和 23 年 4 月 1 日から 24 年 6 月 11 日までの期間及び 30 年 3 月 1 日から 32 年 3 月 1 日までの期間に係る被保険者期間が欠落しているが、A社には自己申告表のとおり 23 年 4 月 1 日に入社し、32 年 2 月 28 日に退社するまで継続して勤務していた。

保険料控除の事実を確認できる資料は無いが、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 32 年 3 月 1 日に資格を喪失した旨の記載が確認できることから、事業主は、当該期間について申立人が昭和 32 年 3 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

一方、申立期間①については、申立人が 47 歳の時に作成した自己申告表に「昭和 23 年 4 月にA社に入社」との記載があるほかは、厚生年金保険料

を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人は厚生年金保険手帳被保険者記号番号払出簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても被保険者資格取得日は昭和 24 年 6 月 11 日となっている。

さらに、A社は平成 13 年 12 月 14 日に全喪しており、申立期間当時の同僚の証言を得ることはできず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間②の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿では昭和 29 年 10 月から 31 年 9 月までは 1 万 8,000 円、31 年 10 月から 32 年 2 月までは 2 万円となっているが、29 年 5 月から 35 年 4 月までの厚生年金保険の最高標準報酬月額が 1 万 8,000 円であることから、当該期間における標準報酬月額を 1 万 8,000 円とすることが妥当である。

神奈川国民年金 事案 1817 (事案 42 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 7 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 7 月から 49 年 3 月まで

私は、昭和 50 年度市民税・県民税申告指定通知書等を発見し、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は、昭和 50 年 7 月 1 日に区役所に夫婦で行ったことを思い出し、夫婦二人分の保険料、昭和 48 年 7 月から 49 年 3 月までを含む加入手続までの期間の 50 年 6 月若しくは同年 7 月までの保険料をその時に一括して私が現金で納めたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、従前、申立人は昭和 48 年 7 月に夫婦で国民年金の加入手続をし、その後郵送された納付書により期限内に郵便局で国民年金保険料を納付したと主張していたところであるが、申立人が所持している年金手帳には、表紙に「年金手帳」及び「社会保険庁」の記載（48 年の手帳であれば表紙に「国民年金手帳」及び「厚生省」と表示）があり、また、その色も当時発行されていたものではなく、49 年 11 月以降に発行された年金手帳であることから、被保険者台帳管理簿の記録のとおり、夫婦連番で 51 年 7 月に国民年金手帳記号番号が払い出されたと考えるのが合理的であること、及び、払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付できなかった期間であり、別に国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえないほか、保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 2 月 8 日付け総務大臣の年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今般、申立人から昭和 50 年度市民税・県民税申告指定通知書等を発見し

たことで、国民年金への加入時期が昭和 50 年 7 月 1 日であったこと、及びその際に区役所窓口で申立期間を含む 50 年 6 月若しくは同年 7 月までの夫婦二人分の国民年金保険料を申立人が一括して現金で納付したとして、前記の資料と併せ再度申立てがされた。

しかしながら、提出された「昭和 50 年度市民税・県民税申告指定通知書」は単に市・県民税の納税申告の際の関係資料であり、国民年金に関する記載は特に見当たらず、申立人が国民年金の加入手続をした時期が昭和 50 年 7 月 1 日であることを示す合理的な理由は無く、申立人が主張する国民年金保険料を区役所の窓口で一括して現金で納付したとする点についても、加入手続を行ったとされるその時点において申立期間の保険料は過年度の保険料に当たることから、当時区役所の窓口で過年度の保険料を納付する取扱いは行われていないため、申立内容とは相違している。

その他、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 1818 (事案 43 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年3月から同年12月までの期間、48年5月、48年7月から49年3月までの期間及び63年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年3月から同年12月まで
② 昭和48年5月
③ 昭和48年7月から49年3月まで
④ 昭和63年9月

申立人の夫は、昭和50年度市民税県民税申告指定通知書等を発見し、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は、昭和50年7月1日に区役所に夫婦で行ったことを思い出し、夫婦二人分の保険料、昭和48年7月から49年3月までを含む加入手続までの期間の50年6月若しくは同年7月までの保険料をその時に一括して夫が現金で納め、妻の残りの昭和63年9月分の保険料は夫が納付書で納めた。

(注) 申立ては、死亡した申立人の夫が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、従前、申立人の夫は申立期間①のうち婚姻前からの未納期間である昭和47年3月及び同年4月の国民年金保険料について婚姻前に申立人自身が区役所で納付しており、婚姻後の同年5月から同年12月までの期間、申立期間②及び③については、48年7月に区役所において当該月の前後を含む未納期間すべてについて申立人の夫が納付書により納付し、63年9月の保険料についても同様に夫である自分が納付したと主張しているが、申立期間①及び②については、社会保険庁の記録から平成4年2月19日に、申立期間④については3年2月21日に国民年金被保険者記録に追加・訂正登録されたものであることが確認でき、これらの申立期間

当時は厚生年金保険から国民年金への切替手続が行われていなかったことから保険料は納付し得なかったはずであり、また、申立期間③については、被保険者台帳管理簿によれば申立人夫婦は、夫婦連番で昭和 51 年 7 月に国民年金手帳の記号番号の払出しを受けたことが確認できることから、時効により保険料を納付できなかった期間と考えられ、別に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないほか、保険料をうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 2 月 8 日付け総務大臣の年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今般、申立人の夫から昭和 50 年度市民税・県民税申告指定通知書等を発見したことで、国民年金への加入時期を昭和 50 年 7 月 1 日であったこと、及びその際に区役所窓口で申立期間を含む 50 年 6 月若しくは同年 7 月までの夫婦二人分の国民年金保険料を申立人が一括して現金で納付したとして、前記の資料と併せ再度申立てがされた。

しかしながら、提出された「昭和 50 年度市民税・県民税申告指定通知書」は単に市・県民税の納税申告の際の関係資料であり、国民年金に関する記載は特に見当たらず、申立人が国民年金の加入手続をした時期が昭和 50 年 7 月 1 日であることを示す合理的な理由は無く、申立人が主張する国民年金保険料を区役所の窓口で一括して現金で納付したとする点についても、加入手続を行ったとされるその時点において申立期間の保険料は過年度の保険料に当たることから、当時区役所の窓口で過年度の保険料を納付する取扱は行われていないため、申立内容とは相違している。

また、申立期間④についても新たな事情に基づく申立てが行われているものとは認められない。

その他、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 1819

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 61 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 61 年 4 月まで

私は、大学を卒業した昭和 54 年 4 月に区役所で国民健康保険の加入手続と一緒に国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、毎月、区役所から出張所の窓口で納付していた。領収書や手帳は何度か転居していた間になくなってしまったが、父親は税金や年金に対する義務の意識が高い人であり、その父親から保険料の納付を厳命され、自分でも注意して納付していたので、申立期間の保険料が未納であることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 54 年に国民年金の加入手続を区役所で行ったと主張しているが、その区に住民票を移したのは 55 年だったと主張しており、申立内容に矛盾が認められる。

また、申立期間中に申立人が居住していた区では、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できないことから、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人の申立内容には、国民年金と国民健康保険との混同が見受けられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 5 月まで

私は、昭和 60 年 6 月ごろに転居先の市役所出張所で、国民健康保険と国民年金の加入手続を一緒に行い、国民年金保険料は納付書で納付したのではないかと思うので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、転居後の昭和 60 年 6 月ごろに国民年金の加入手続を行い、納付書で国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 3 年 10 月に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人が所持する年金手帳にも、申立期間後に再度国民年金に加入した住所地の住所しか記載されておらず、氏名変更の手続も申立期間後の厚生年金保険加入期間に手続されていることが確認できる上、社会保険庁の記録では申立期間は平成 3 年 10 月に国民年金の期間として記録が追加されており、申立期間において加入手続を行った形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 1821

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

私は、昭和 36 年 3 月ごろ区役所に行き国民年金の加入手続を行い、その後の国民年金保険料は、集金人が職場に集金に来ていたので、月 200 円か 300 円程度を納付し、縦 5 センチメートル、横 12 センチメートルぐらいのグリーンぽい色の領収書をもっていたのに、申立期間の保険料が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年 3 月ごろに居住していた区で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間当時居住していた区から転居後の 42 年 7 月に別の市から払い出されており、その時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができない上、申立期間当時居住していた区から、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立期間の一部の期間には、当時申立人が居住していた区では、納付書による国民年金保険料の納付を行っていない期間がある上、集金人による保険料の納付を行っていない期間もあり、集金人が居住地以外の区の保険料を集金することもなかったので、申立人の主張と申立期間当時の保険料の納付方法には相違がみられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年2月及び同年3月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年2月及び同年3月

私は、申立期間の国民年金保険料については、昭和54年6月に同年4月からの1年分の保険料に含めて一括で納付した。保険料の納付後、私は、昭和55年2月に就職して厚生年金保険の被保険者になったが、先に納付した申立期間の保険料の還付は受けていない。社会保険事務所は、私が保険料の還付の申立てをしたので還付したとしているが、私は、その様な申立てをした記憶は無く、保険料の還付も受けていないので還付して欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年6月に同年4月からの1年分の国民年金保険料を一括で納付し、その後、55年2月に厚生年金保険の被保険者になっているので、申立期間の国民年金保険料は誤過納として扱われるべきものであることから、申立期間の保険料の還付手続が行われていたとすることについて、不自然さは見られない。

また、申立人が申立期間当時居住していた市が保管している国民年金被保険者名簿及び国民年金検認記録には、申立期間の保険料は還付された旨記載があり、その日付も厚生年金保険の被保険者になった時から3か月後であることから、申立期間の保険料については、適切に還付の事務手続が行われたことがうかがえる。

さらに、社会保険事務所の保管する特殊台帳にも、申立期間の保険料について還付の記載があり、複数の行政機関の記録が同一であることを考慮すると、この記載内容に不合理な点は無く、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 46 年 3 月まで

1 回目の特例納付が行われていた昭和 46 年 4 月ごろに、広報誌やテレビ報道などで特例納付により 10 年間さかのぼって国民年金保険料を納付できるということを知り、私が区役所へ行き、妻の分と一緒に国民年金の加入手続きを行い、二人分の保険料を納付したはずであるのに未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 50 年 12 月に申立人の妻と近接する番号で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、46 年 4 月時点では国民年金保険料を納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえない。

また、申立人は特例納付を行ったのは 1 回のみであるとしているところ、社会保険庁の納付記録では昭和 50 年 12 月に国民年金の加入手続きを行った後に、申立人が 35 歳に到達した年度である 46 年 4 月から 50 年 6 月までの期間と、申立人の妻が 35 歳に到達した年度である 42 年 4 月から 50 年 3 月までの期間について、特例納付と過年度納付を同時に行ったことが確認できることから、46 年 4 月ごろに特例納付したとの主張は、この当時の記憶であると考えるのが自然である。

さらに、申立人は、申立期間について申立人自身が夫婦二人分の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の妻についても申立期間の過半が未納となっており、申立人が申立期間に保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告等）も無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 42 年 3 月まで

1 回目の特例納付が行われていた昭和 46 年 4 月ごろに、広報誌やテレビ報道などで特例納付により 10 年間さかのぼって国民年金保険料を納付できるということを知り、夫が区役所へ行き、私の分と一緒に国民年金の加入手続きを行い、二人分の保険料を納付したはずであるのに未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 50 年 12 月に申立人の夫と近接する番号で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、46 年 4 月時点では国民年金保険料を納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえない。

また、申立人の夫が特例納付を行ったのは1回のみであるとしているところ、社会保険庁の納付記録では昭和 50 年 12 月に国民年金の加入手続きを行った後に、申立人が 35 歳に到達した年度である 42 年 4 月から 50 年 3 月までの期間と、申立人の夫が 35 歳に到達した年度である 46 年 4 月から 50 年 6 月までの期間について、特例納付と過年度現年度の納付を同時に行ったことが確認できることから、46 年 4 月ごろに特例納付したとの主張は、この当時の記憶であると考えるのが自然である。

さらに、申立人は、申立期間について申立人の夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付したと主張しているが、その夫についても、申立期間が未納となっており、申立人が申立期間に保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年7月から同年8月までの期間及び7年9月から10年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年7月から同年8月まで
② 平成7年9月から10年8月まで

私は、国民年金保険料の督促状が届いたので、平成8年7月ごろ区役所の窓口に行き、国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は納付した記憶があるので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成8年7月ごろ国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は8年7月に払い出されていることが確認できるものの、その時点で申立期間①の保険料は時効により納付できない上、申立期間①の記録は同8年7月の時点において追加された記録であることから、申立期間①の保険料を納付することはできない。

また、申立期間②について、申立人は国民年金保険料の納付に関する記憶が曖昧であり、申立内容を裏付ける具体的な説明も十分に得られなかったことから、保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 1 月から同年 3 月までの期間、同年 7 月から 39 年 3 月までの期間、同年 10 月から同年 11 月までの期間及び 41 年 4 月から同年 5 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 38 年 7 月から 39 年 3 月まで
③ 昭和 39 年 10 月から同年 11 月まで
④ 昭和 41 年 4 月から同年 5 月まで

私は、自治会の役員に国民年金の加入を勧められ、昭和 35 年 10 月に夫婦一緒に国民年金の加入手続を行った。36 年 4 月以降、自宅で集金人に妻がいつも夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間は、集金人に保険料の督促された覚えは無く、督促されれば未納分もまとめて納付していると思うので、いくつもの期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の妻は、保険料の額や集金人についての記憶が曖昧であり、納付状況は不明である。

また、申立人は、集金人に督促されていれば未納分の国民年金保険料もまとめて納付しているとしているが、申立期間当時、居住していた市では集金人は当該月分の保険料を集金するのみであって、過去の未納分の保険料の督促は行わないことが確認できており、申立人の妻は、納付書で保険料を納付した記憶も無く、記録上、納付書の発行履歴も確認できないことから、納付書で保険料を納付したこともうかがえない。

さらに、申立人の妻は、いつも夫婦二人分の保険料を納付していたと主張

しているところ、申立人夫婦が所持する国民年金手帳の検認印から、夫婦が同日に納付していることが確認できるものの、申立期間は4か所に及び、申立期間はすべて夫婦ともに未納である上、市の国民年金保険料検認（納付）記録票と社会保険庁の記録とは一致していることから記録に齟齬があるとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 1 月から同年 3 月までの期間、同年 7 月から 39 年 3 月までの期間、同年 10 月から同年 11 月までの期間及び 41 年 4 月から同年 5 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 38 年 7 月から 39 年 3 月まで
③ 昭和 39 年 10 月から同年 11 月まで
④ 昭和 41 年 4 月から同年 5 月まで

私は、自治会の役員に国民年金の加入を勧められ、昭和 35 年 10 月に夫婦一緒に国民年金の加入手続を行った。36 年 4 月以降、自宅で集金人に私がいつも夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間は、集金人に保険料の督促された覚えはなく、督促されれば未納分もまとめて納付していると思うので、いくつもの期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人は、保険料の額や集金人についての記憶が曖昧であり、納付状況は不明である。

また、申立人は、集金人に督促されていれば未納分の国民年金保険料もまとめて納付しているとしているが、申立期間当時、居住していた市では集金人は当該月分の保険料を集金するのみであって、過去の未納分の保険料の督促は行わないことが確認できており、申立人は、納付書で保険料を納付した記憶も無く、記録上、納付書の発行履歴も確認できないことから、納付書で保険料を納付したこともうかがえない。

さらに、申立人は、いつも夫婦二人分の保険料を納付していたと主張しているところ、申立人夫婦が所持する国民年金手帳の検認印から、夫婦が同日に納付していることが確認できるものの、申立期間は 4 か所に及び、申立期間すべて夫婦ともに未納である上、市の国民年金保険料検認（納付）記録票

と社会保険庁の記録とは一致していることから記録の齟齬^{そご}があるとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から50年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から50年6月まで

私は、昭和48年ごろ会社を退職した際に、母親に勧められて、国民年金の加入手続を行い、その後、国民年金保険料を納付したはずであるので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年ごろ国民年金の加入手続を行い、その後、申立期間の国民年金保険料を納付したはずであると主張しているところ、申立人が所持している年金手帳の国民年金手帳記号番号は、52年7月に払い出されており、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人は、52年9月ごろ国民年金の加入手続を行ったと推測できるが、この時点では、申立期間は、時効により保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

また、申立人が最初に受領したとするオレンジ色の国民年金手帳は、昭和49年10月以降に発行されたものであり、申立人が、申立期間について納付したと主張している国民年金保険料の金額も、当時の保険料額と大きく相違している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

私は、国民年金制度の発足当初の昭和 36 年 4 月から、国民年金保険料を毎月集金人に納付していた。集金人が年金手帳を回収したので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）が無く、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 42 年 2 月時点では、申立期間の大半は、時効により保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人は国民年金制度の発足当初の昭和 36 年 4 月から、集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の住所地の市が、集金人による保険料の徴収を開始したのは、37 年 1 月であることが確認できる。

さらに、申立人が、申立期間の当初から昭和 45 年 2 月に厚生年金保険の被保険者になるまでの 8 年余りの期間の国民年金保険料を集金人に納付し、その都度国民年金手帳にスタンプを押してもらっていたとするならば、当時、国民年金手帳は少なくとも 2 冊必要であったことになるが、申立人は 1 冊のみであったとしている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から平成6年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から平成6年2月まで

私は、申立期間の国民年金保険料の金額などの記憶は定かではないが、申立期間当時、毎月保険料を納付した記憶があり、集金に来ていた女性のことは鮮明に憶えている。

しかし、私は60歳の時に年金受給手続のため社会保険事務所に行った際、加入期間が21年しかないので、2年間は保険料を納付することができるが、それでも受給要件を満たさず年金は受給できないため、7万円を一時金として支給すると言われた。

保険料納付を確認できる資料は無いが、申立期間に保険料を納付した記憶があるので、保険料の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、119か月と長期間であるとともに、申立期間以外にも国民年金保険料の未納期間が散見される。

また、申立人は、申立期間中に転居しているが、転居前の期間の保険料の納付状況について記憶は無く、転居後の期間の保険料についても、当時の保険料額や集金時の保険料の納付方法などを具体的に記憶していないことから、申立期間当時の保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から41年3月までの期間及び43年4月から52年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和41年1月から41年3月まで
② 昭和43年4月から52年6月まで

昭和52年9月に転居した後の自宅に市福祉課の職員が訪ねてきて、国民年金保険料の不足分を期日までに納めると、国民年金がもらえる資格ができるようになることと教えられた。10万円を超える額だったので内職で貯めた貯金や友人から借りたりして、市役所の2階の銀行に行き一度に保険料を納付した。とても無理をして納めたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年9月の転居後に未納期間分の国民年金保険料をさかのぼって一括して納付したと主張しているが、申立人の申立期間にかかる保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であり、申立内容を裏付ける具体的な納付金額等の説明も十分に得られなかったことから、国民年金保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は申立期間の保険料を一括して納付し、その金額は10万円を超える金額と主張しているが、申立期間の保険料を一括して納付しようとする特例納付することになり、その納付額は申立人が主張する金額とはきわめて大きく乖離し、申立人の主張とは一致しない。

さらに、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和52年7月時点では、申立人の年齢は37歳4か月であることから、社会保険庁の特殊台帳（マイクロフィルム）に記録されている特例納付期間2年4か月は、申立人の受給権を確保するために必要な期間であったと推認され、この特例納付による納付金額と申立人の主張する納付金額とはおおむね一致していることから、申立人の記憶は当該特例納付によるものとするのが自然である。

このほか、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 1 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 1 月から 44 年 3 月まで

私の国民年金の加入手続は、私が昭和 41 年 4 月に勤めを辞めて 42 年 4 月に専門学校に入学するまでの間に母親が区役所で行い、国民年金保険料は将来満額の年金がもらえるようにと、20 歳から納付していたと母親から聞いているので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が昭和 41 年 4 月に勤めを辞めて 42 年 4 月に専門学校に入学するまでの間に、申立人の母親が、申立人の国民年金加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は前後の任意加入者の資格取得日から 45 年 4 月下旬に払い出されていることが確認でき、その時点で申立期間の過半は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人自身は国民年金の加入手続等に直接関与しておらず、加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の母親は既に他界していることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等は不明である。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 2 月から同年 3 月までの期間、同年 6 月から 60 年 3 月までの期間及び同年 8 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 2 月から同年 3 月まで
② 昭和 59 年 6 月から 60 年 3 月まで
③ 昭和 60 年 8 月から同年 9 月まで

申立期間の保険料は夫と共に夫名義の銀行口座から引き落とされており、夫の分のみ引き落としになるというのはいかなる理由もなくあり得ないことであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料をその夫と共に夫名義の銀行口座から振替を行って夫の分のみ引き落としになるというのはいかなる理由もなくあり得ないと主張しているが、銀行からは、口座に一人分でも残高があれば請求順に引き落とす取扱いとしていた旨の回答を得ている。

また、申立人は銀行口座から国民年金保険料の引き落としができなかったという連絡は来ておらず、区役所から納付書も届いていないと主張しているが、同区役所から口座振替日に国民年金保険料の振替ができなかった場合には、催告用の納付書を作成し、翌月に該当する被保険者に送付していた旨の回答を得ており、申立人の主張と矛盾する。

さらに、申立人は、仮に、口座から引き落としができなくても、納付書が送付されれば、保険料を納付したはずであると主張しているが、申立人とその夫については、申立期間以外にも保険料の口座振替を行っている期間中に、夫婦ともに未納期間が散見される。

加えて、申立人は引き落とし日前に夫婦二人分の国民年金保険料を計算して夫名義の銀行口座に入金していたと主張しているが、保険料入金の間隔、

入金金額等の記憶については曖昧^{あいまい}である。

なお、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 4 月まで

私は、同居していた母親から、国民年金制度発足の時に、母親が母親自身と私の国民年金加入手続を行い、二人分の保険料を納付していたという話を聞いていた。母親は既に亡くなったが、「再交付」と記載された私の古い国民年金手帳が見つかり母親の話が裏付けられたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、同居していた申立人の母親が国民年金制度発足の時に、母親自身と申立人の国民年金加入手続を行い、二人分の保険料を納付していたと主張しているところ、昭和 36 年 2 月に国民年金手帳記号番号が親子連番で払い出されていることが確認できるものの、申立人自身は国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、その母親は既に他界していることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間当時、申立人と同居していたとする申立人の母親の国民年金保険料は、昭和 42 年 4 月から納付されており、申立期間は納付されていないことから、申立期間に申立人の保険料のみが納付されていたとするのは不自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年5月から46年3月までの期間及び60年4月から62年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年5月から46年3月まで
② 昭和60年4月から62年3月まで

私の妻は、昭和43年5月ごろに町役場で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、その後、申立期間①について、町役場内の指定された納付場所ですか月ごとに夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。また、申立期間②については、妻が市役所の出張所の窓口で夫婦二人分の保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が、昭和43年5月ごろに夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、その後、3か月ごとに国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は46年2月に夫婦連番で払い出されており、申立内容と合致しない上、国民年金手帳記号番号が払い出された時点で申立期間①の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立人は、申立期間①及び②について、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと述べているが、その妻も申立期間①及び②の保険料が未納とされている。

さらに、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年5月から46年3月までの期間及び60年4月から62年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年5月から46年3月まで
② 昭和60年4月から62年3月まで

私は、昭和43年5月ごろに町役場で夫婦二人分の国民年金の加入手続きを行い、その後、申立期間①について、町役場内の指定された納付場所で3か月ごとに夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。また、申立期間②については、市役所の出張所の窓口で夫婦二人分の保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年5月ごろに夫婦二人分の国民年金の加入手続きを行い、その後、3か月ごとに国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は46年2月に夫婦連番で払い出されており、申立内容と合致しない上、国民年金手帳記号番号が払い出された時点で申立期間①の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立人は、申立期間①及び②について、申立人が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと述べているが、その夫も申立期間①及び②の保険料が未納とされている。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 9 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 9 月から 42 年 3 月まで

私は、昭和 47 年に友人に国民年金の特例納付制度を教えてもらい、夫婦で国民年金に加入した。加入手続は夫が夫婦二人分行っており、その際に、窓口で特例納付の納付書を作成してもらった。その後、しばらくして集金人が来て「納付期限が過ぎているが、納付してくれればいい。」と言われたので、私の夫が銀行で夫婦二人分の特例納付保険料を納付したはずであるが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が夫婦二人分の特例納付に係る国民年金保険料を納付したと主張しており、事実、昭和 47 年に申立人及びその夫が特例納付したことが領収証書により確認できるが、申立人は 42 年 4 月から、夫は 40 年 4 月からの保険料を特例納付したことになっており、申立人及び夫共に、それ以前の期間の保険料は未納とされている。

また、申立人が、現に特例納付している期間の始期である昭和 42 年 4 月は、申立人がこの時期以降 60 歳まですべて保険料を納付すれば、年金受給資格に必要な加入月数 300 か月をほぼ確保できる時期であることから、申立人は、42 年 4 月以降の保険料について特例納付したものと考えるのが合理的であり、申立人の夫についても、記録上の特例納付の始期である 40 年 4 月から 60 歳になる月までの月数が夫の年金受給資格に必要な加入月数 (252 か月) にほぼ見合うものとなっている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年1月から50年3月まで

私の妻は、昭和47年1月ごろに区役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。その後、申立期間の納付書が届いたので、妻が銀行で2回又は3回に分割して国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が、昭和47年1月ごろに夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、その後、銀行で2回又は3回に分割して申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、49年11月以降に発行されたオレンジ色の国民年金手帳以外に国民年金手帳を所持した記憶が無いと述べているとともに、申立人の国民年金手帳記号番号は52年6月に夫婦連番で払い出されていることから、申立内容と合致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年6月に払い出されていることから、その時点で申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立人は、申立期間から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間について、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、その妻も申立期間の保険料が未納とされている。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 1 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 1 月から 50 年 3 月まで

私は、昭和 47 年 1 月ごろに区役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。その後、申立期間の納付書が届いたので、銀行で 2 回又は 3 回に分割して国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年 1 月ごろに夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、その後、銀行で 2 回又は 3 回に分割して申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、49 年 11 月以降に発行されたオレンジ色の国民年金手帳以外に国民年金手帳を所持した記憶が無いと述べているとともに、申立人の国民年金手帳記号番号は 52 年 6 月に夫婦連番で払い出されていることから、申立内容と合致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 52 年 6 月に払い出されていることから、その時点で申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立人は、申立期間から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間について、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、その夫も申立期間の保険料が未納とされている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 5 月から 49 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 5 月から 49 年 2 月まで

昭和 45 年 8 月に海外から帰国した際、友人等から国民年金のことを聞いていたが、帰国後、約 1 年ぐらい経って生活が落ち着いてから加入手続を区役所で自ら行った。

申立期間の国民年金保険料は、集金人に、2、3 か月おきに 2,000 円ぐらいを納付していた。

保険料を納付すると、横長の細長い白い領収書が渡され、それを国民年金手帳の印紙検認欄に貼っていった。

申立期間が未加入とされ、申立期間の保険料が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 45 年 8 月に海外から帰国し、その後、1 年ぐらい経って生活が落ち着いてから国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の被保険者資格取得日から申立人は、49 年 3 月ごろに国民年金の加入手続を行ったことが推認でき、この時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付することができず、国民年金手帳記号番号払出簿の調査結果においても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえなかった。

また、申立期間のほとんどは、申立人の夫は厚生年金被保険者であり、申立人は、国民年金の任意加入対象者であるが、特殊台帳では、申立人の国民年金の資格取得時期は昭和 49 年 3 月とされており、申立期間は未加入期間となっている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人に国民年金への加入を勧めたとする申立人の友人等からの証言を得ることはできず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 10 月 2 日から 38 年 9 月 20 日まで
② 昭和 39 年 12 月 1 日から 41 年 4 月 10 日まで

社会保険庁の記録では、昭和 36 年 10 月 2 日から 38 年 9 月 20 日までの期間及び 39 年 12 月 1 日から 41 年 4 月 10 日までの期間の厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金を受けているとされているが、私は 41 年 4 月 27 日に出国して A 国に帰国しており、脱退手当金を受けることができず、受けた記憶もない。出国を証明する書類があるので、受給済みの記録の取消しをしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 3 か月後の昭和 41 年 7 月 12 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、再入国したとする日以降の在留期間中について、国民年金に加入しておらず、年金に対する意識が高かったとは考え難い。

さらに、申立人に対して複数回照会を行ったものの、回答を得られなかったことから、当時の周辺事情等を調査することができない。

このほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 741

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 2 月 21 日から同年 6 月 26 日まで
② 昭和 41 年 8 月 12 日から 42 年 2 月 16 日まで
③ 昭和 42 年 2 月 20 日から 45 年 6 月 30 日まで
④ 昭和 46 年 10 月 21 日から 47 年 2 月 21 日まで
⑤ 昭和 47 年 6 月 1 日から同年 8 月 29 日まで

申立期間について、脱退手当金が支給されたことになっているということだが、私がE社を辞めたのは、結婚のためではなかったし、まだ働くつもりだった。請求した記憶も、もらった記憶も無いので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間である5回の被保険者期間は同一番号で管理されているが、脱退手当金が支給された後の被保険者期間は別の番号となっていることから、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である。

また、申立人の被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されており、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約3か月後の昭和47年10月20日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年7月1日から37年3月29日まで
60歳になった平成2年に社会保険事務所で年金記録を確認したところ、脱退手当金を受給したことになることを知った。
しかし、退職と同時に故郷のAに帰り高校の教師として就職した。当時のAは復帰前のため、パスポート無しではBに来られない状況にあり、会社との連絡も途絶えており、脱退手当金を受給した記憶は無く、手続きをした覚えも無いので、受給したことになるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約4か月後の昭和37年7月31日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は「Aに帰郷していたため脱退手当金を受給していない」旨の主張をしているが、Aに在住していた者も脱退手当金を受給することは可能であり、脱退手当金が支給されたこととなっている時期にAに帰郷していたという事実のみをもって、脱退手当金を受給していないとは言い難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月から同年 10 月 31 日まで

社会保険庁の記録では、A駐留軍施設に事務員として勤務した昭和 33 年 4 月から同年 10 月までの期間が厚生年金保険被保険者になっていない。当時、「政府雇用」で日本政府から給料が出ていた。申立期間を証明するものとして当時の写真があるので、当該期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は給与明細書や源泉徴収票などの保険料控除が確認できる資料は保管していない。

また、現在、駐留軍の施設に勤務する日本人労働者の雇い入れ等の業務を担当しているB防衛局C防衛事務所から「申立人の雇用歴が無い」との回答があった。

さらに、駐留軍の施設に勤務する日本人の労務管理に関する資料は、当時D県のE渉外労務管理事務所が保管していたが、現在はF機構に引き継がれており、同機構G支部から「保管している個々の従業員の採用から退職までを退職月日順に整理した登録票に申立人の記録は無い」との回答があった。

加えて、H社会保険事務所に保管されている駐留軍関係の適用事業所について調査したが、申立人の厚生年金保険の加入記録があるI駐留軍施設以外の名簿には申立人の名前は無く、その他にA駐留軍施設の事業所名は見当たらず、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できなかった。

また、申立人が挙げた当時のリーダーの「J」氏について、申立人は名字と生年月日が、大正 12 年 1 月から 3 月ということしか覚えておらず、H社会

保険事務所に保管された前記の名簿には「J」姓が 12 名いたが、いずれも生年月日が該当せず、その他の同僚の氏名も不明のため連絡先を把握できなかったことから、申立人の保険料控除に関する証言を得られなかった。

なお、申立人から提出された当時の写真が桜の時期であるということ以外に、撮影された場所がA駐留軍施設で勤務する者以外でも立ち入り可能な場所であること、写っている者がA駐留軍施設に勤務していた者であること、及び撮影された年度について、いずれも証言する者が無く、写真から申立人が申立期間に当該事業所に勤務していたというの確認はできなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 21 年 5 月 7 日

当時、夫は昭和 6 年 4 月に A 社に入社し、B 国の C 市にある D 支社で、日本へ引き揚げた昭和 21 年 4 月まで勤務したため、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 6 年 4 月 1 日に A 社に入社し、現在の B 国の C 市 D 支社に昭和 21 年 4 月ごろまで勤務し、日本に帰国した後、A 社の E 支社に勤務となったことは、行員台帳から確認できる。

しかし、社会保険庁の記録では、申立人には、昭和 21 年 5 月 8 日からの A 社の E 支社での勤務期間には厚生年金保険の加入記録 (昭和 21 年 5 月 8 日から 34 年 9 月 16 日) はあるものの、それ以前の記録は無い。

また、A 社は、昭和 19 年 6 月に労働者年金保険法の適用事業所になっているが、社会保険庁の見解によれば、労働者年金保険法及び厚生年金保険法の適用区域は「内地」である現在の日本国内であり、「外地」に存在した事業所については適用しないとしていることから、D 支社での勤務期間については、厚生年金保険の適用が無かったと判断できる。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月から 43 年 2 月までのうちの半年間
私は、昭和 42 年 9 月ごろ、A社に6か月間勤務していたが、その間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。同社を紹介してくれた同僚の記録があるのに、私の記録が無いのはおかしい。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、A社に勤務していたことについては、職務内容についての具体的な記憶及び当時の同僚の証言により推認できるが、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、A社は、申立期間当時の社員の記録を保管していないことから、申立人の在籍を確認できず、厚生年金保険料を給与から控除していたかについては、不明であると回答している。

さらに、申立人をA社に紹介した同僚から聴取したところ「自分が入社したのは厚生年金保険の被保険者資格を取得した日よりだいぶ前である記憶があり、今考えると入社と同時に厚生年金保険には加入していなかったように思う」旨の証言があることから、同社が当時、必ずしも社員の採用と同時に、資格取得手続きを行っていない状況がうかがえる上、当時在籍していた他の社員からも、申立人が採用と同時に厚生年金保険に加入していたことを確認できる証言は得られなかった。

加えて、上述の同僚について雇用保険の被保険者記録を確認したところ、厚生年金保険と同日に資格取得したこととなっているが、申立人には雇用保険の加入記録は無い。

また、社会保険庁が管理している健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立期間における申立人の名前は無く、整理番号の欠番も見当たらない。

このほか申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年10月1日から38年5月1日まで
② 昭和38年5月1日から同年10月1日まで

昭和37年3月にA社に入社し、通信・電気機器部品の製作に従事する技術者として、A社から次に勤務したB社に至る間、継続して勤務した。

しかし、厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、昭和37年10月1日から38年10月1日までの期間が未加入となっていた。申立期間については、それを証明してくれる同僚もいるので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人と同じ職場の技術者でA社及びB社で共に働いた同僚が「申立人は申立期間について継続して勤務していたことは間違い無い」と証言しているところから勤務実態は認められる。

しかし、保険料の控除について、申立期間①は、役員を除く社員のほとんどが、A社が昭和38年5月1日に全喪する以前に資格喪失しており、資格喪失してから全喪までの間に保険料が控除されていたかについては、申立人及び同僚とも「覚えていない」と述べている。

また、申立期間②については、申立人及び同僚は「A社が全喪した後も全喪前と変わることなく工場は操業し、給料ももらっていた」と述べているが、元役員及びほかの同僚によると「A社は全喪時には倒産していた」と述べている。

さらに、A社の事業を承継し、38年10月1日に新規適用となったB社は既に39年7月1日に全喪しており、社会保険事務所に被保険者名

簿、マイクロ等の関係資料が保管されておらず、商業法人登記簿も見当たらないことから、申立期間においていずれの会社が給料を支払っていたのか確認できない。

加えて、申立期間②については適用事業所が存在せず、申立人及び同僚においても「給料から保険料を控除されていたか記憶が定かではない」と述べている。

なお、雇用保険及び国民健康保険の関係では、記録が保存されておらず当時の状況を確認することができない。

このほか、申立て及び周辺事情に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 12 月 31 日から 36 年 1 月 1 日まで
② 昭和 41 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで
③ 昭和 44 年 11 月 29 日から同年 12 月 1 日まで
④ 昭和 59 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日まで
⑤ 昭和 62 年 9 月 29 日から同年 10 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間①のA社（現在は、B社。）、申立期間②のC社、申立期間③のD社、申立期間④のE社、申立期間⑤のF社の退職日はいずれも月末である。資格喪失日の記録を訂正し、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①のA社、②のC社、③のD社、④のE社及び⑤のF社の退職日はいずれも月末であることから資格喪失日は翌月の1日であり、いずれも1か月の厚生年金保険加入期間が欠落していると申し立てているが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料は無い。

申立期間①について、A社は申立期間当時の人事記録、賃金台帳等を保管しておらず、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料控除について確認できないほか、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を元に、同社従業員の退職日を調査したが、規則的な取扱いはうかがわれず、同社が退職月の翌月1日を資格喪失日とする取扱いをしていたかどうかは確認できない。

申立期間②について、C社は、昭和41年9月30日に全喪しており、当該期間は厚生年金保険の適用事業所となっていない上、申立人は同日に国民年

金に加入し、同年9月分の国民年金保険料を納付している。

申立期間③について、D社は既に全喪しており、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料控除について確認できない上、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を元に、同社従業員の退職日を調査したが、規則的な取扱いはうかがわれず、同社が退職月の翌月1日を資格喪失日とする取り扱いをしていたかどうかは確認できないほか、同社の商業登記簿謄本の所在地に同社は、現在は存在せず、元役員の連絡先も不明で証言を得られない。

申立期間④について、申立人の当該事業所における雇用保険の被保険者でなくなった日は、申立期間前であることが確認できる上、E社は既に全喪しており、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料控除について確認できないほか、同社の商業登記簿謄本から元役員を調査したが、連絡先が不明で証言を得られない。

申立期間⑤について、雇用保険の記録から申立人がF社に勤務していたことは確認できるものの、同社が加入していた厚生年金基金及び健康保険組合の資格喪失日は昭和62年9月29日であり、社会保険庁の記録と一致している。

また、当該期間当時関与していた社会保険労務士は「関連資料は保管していないが、社会保険事務所、健康保険組合及び厚生年金基金に提出する書類は複写式ではなかった」旨を証言している。

さらに、当該事業所は平成14年10月28日に解散しており、同社の清算人は申立期間当時の関連資料を保管しておらず、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料控除について確認できない。

このほか申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 8 月ごろから 35 年 4 月まで
② 昭和 37 年 5 月ごろから 39 年 6 月まで

昭和 32 年 8 月ごろから 35 年 4 月まで A 商事（クリーニング店）の従業員として働き、37 年 5 月ごろから 39 年 6 月まで B 社（運輸業）ではトラック運転手をしていた。

社会保険事務所に対し、過去三回にわたり記録の確認を申し立てたが、上記申立期間について加入した事実が無い旨の回答を受けた。申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、事業主の家族の証言や申立人の A 商事における勤務内容の詳細な記憶により、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できるが、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人は「当該事業所に勤務した期間は高等学校を中途退学して間もないころであり、修行期間であった」と供述している。事業主の家族も「申立人について、『小僧さん』と呼んでいた。若かったので、家族同様に面倒をみていた」と証言している。

さらに、社会保険事務所の記録では、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、事業主の家族によると「A 商事は事業主を含め 3 名前後の小規模事業所で、厚生年金保険に加入できるような規模ではなかった」と証言している。

加えて、申立人は、同僚の名前についての記憶が曖昧^{あいまい}で、同僚から申立期間における厚生年金保険料控除に関する証言を得ることができない。

申立期間②について、同僚の証言や申立人が勤務していたと主張するB社又は関連会社のD社の同僚(運転手)の氏名などの記憶から、当該期間にB社又はD社に勤務していたことは推認できるが、申立人が事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、事業主の家族に確認したところ「人の出入りも多い上、短期間で辞めるものも多かったことから、従業員全員を厚生年金保険に加入させてはいなかったのではないか」と証言している。

さらに、事業主は既に亡くなっている上、B社及びD社は既に解散しており、当時の関連資料(人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等)は保存されておらず、申立に係る事実を確認できる資料は見当たらない。

このほか、申し立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月 6 日から 52 年 8 月 28 日まで
死亡した妻は厚生年金保険に加入していた。脱退手当金が支給済みであると言われたが、受領していないので調べてほしい。
(注) 申立ては、死亡した申立人の夫が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫は「脱退手当金を請求したが、受領はしていない」旨の主張をしているところ、社会保険事務所が保管する脱退手当金決定簿には、脱退手当金の支給決定年月日、氏名及び金額の表示が記され、その余白には「夫の名前」と「渡」の字が記載されており、脱退手当金が支給されていないことをうかがわせる事情は無く、申立人の夫が申立期間の脱退手当金を受領したと考えるのが自然である。

また、申立人の夫から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月 10 日から同年 12 月 1 日まで
② 昭和 36 年 12 月 1 日から 38 年 6 月 16 日まで

社会保険庁の記録では、2回脱退手当金が支給されたことになっているが、A事業所及びB事業所に勤務していた昭和36年4月1日から38年6月16日の期間については、出産のため退職し、職業安定所で失業保険の手続きは行ったが、脱退手当金の手続きを行った記憶は無いので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断理由

申立人の厚生年金保険の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「㊗」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 751

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 3 月 1 日から 23 年 7 月 1 日まで
社会保険庁の記録では資格取得日が昭和 23 年 7 月 1 日となっている。実際には昭和 21 年 3 月 1 日 A 社 B 工場経理部に配属され、23 年 7 月 1 日に A 社本社へ異動したので、被保険者期間を認めてほしい。B 工場は小規模で独立性がないため給与及び社会保険関係は本社管轄だった。
当時、A 社本社では複数の会社がワンフロアに同居して事務を行っていた状況があり、企業間の人事異動も頻繁に行われていた。社会保険事務手続が適正に行われていたか疑問が残るため再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社は昭和 32 年 6 月 1 日に全喪しており、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる関係資料等が無い上、勤務実態についても申立人が記憶していた同僚数名及び当時の事業主等はいずれも他界しており証言を得ることができない。その他申立期間内に資格取得日のある者数名からも聴き取りを行ったが、勤務実態及び保険料控除に関する確認を得ることができない。

また、申立期間についてワンフロアに同居していた他社の被保険者名簿を確認しても健康保険の整理番号に欠番は無く、所轄社会保険事務所が保有する年金手帳記号番号払出簿においても、申立人の加入記録は昭和 23 年 7 月 1 日となっている。

これらの事実及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 752

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 12 月 30 日から 49 年 7 月 29 日まで
昭和 43 年 12 月 30 日から 50 年 1 月 21 日まで、A 社に勤務していたが、申立期間が厚生年金保険加入期間となっていない。勤務していたのは間違い無いので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が A 社に勤務していたことは、当時、申立人が名前を記憶していた同僚の証言から推認できる。

しかし、同僚の入社日と資格取得日との比較及び同僚に対する厚生年金保険に加入した経緯についての聴取を行った結果、入社後すぐに厚生年金保険に加入している者、数か月又は数年経過してから加入している者及び厚生年金保険に加入申出をすることによって加入した者等が存在していることが確認できたことから、同社においては厚生年金保険の加入について、統一的な取扱いがなされていなかったものと推認できる。

また、保険料控除に係る申立人の記憶も曖昧^{あいまい}であり、事業所も全喪により関係資料が無いため、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

さらに、社会保険事務所が保管する A 社の厚生年金保険被保険者名簿には申立期間における申立人の氏名の記載は見当たらず、整理番号にも欠番は確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 1 月ごろから 7 年 2 月ごろまで

社会保険庁の記録では、A社における資格喪失日は平成 6 年 1 月 31 日となっているが、これは当時、7 年 2 月まで同社が社会保険料を滞納しており、社会保険事務所から「さかのぼって脱退することが可能である」と言われて、同社が 6 年 1 月 31 日にさかのぼって健康保険及び厚生年金保険被保険者の資格を喪失させたことによるものである。

私は、平成 6 年 1 月から 7 年 2 月まで A 社より、社会保険料を給与から天引きされていたが、さかのぼって脱退とされた 13 か月間については、社会保険事務所から「国民年金保険料を支払う義務がある」と言われて、国民年金保険料を分割で支払った。

平成 7 年 4 月 20 日をもって同社を退職したが、給与から天引きされた 13 か月分の厚生年金保険料については、事業主が返還するとしていたものの、返還しないので、国民年金保険料と厚生年金保険料とを二重に支払ったことになっている。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、平成 7 年 3 月 6 日に、申立人の厚生年金保険の被保険者資格は 6 年 1 月 31 日にさかのぼって喪失していることが確認できる。

しかし、申立人は「平成 7 年 2 月 28 日に事業主から『6 年 1 月分から 7 年 1 月分までの社会保険料を滞納しているので、6 年 1 月にさかのぼって厚生年金保険被保険者資格を喪失させる。この間における個人負担分に係る厚生年金保険料(平成 6 年 1 月分から平成 7 年 1 月分まで)及び健康保険料(平

成6年10月分から平成7年1月分まで)の合計金額を返金する』との説明があり、遡^{そきゅう}及して資格を喪失することについては同意した」旨の証言をしている上、申立人が事業主に説明を受けた際に作成したとするメモには上記控除金額等が記載されている。

また、申立人と同様に遡^{そきゅう}及して資格を喪失した者も「当時、事業主から、遡^{そきゅう}及して資格喪失する旨の説明を受けた」と証言している。

さらに、当時の事業主からは「当時の資料も記憶も無いことから何もわからない」旨の回答があり、申立内容を確認できる関連資料、証言等を得ることができなかった。

加えて、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付し、申立期間中である平成6年10月28日より国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認することができる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 754

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 8 月ごろから 56 年 2 月ごろまで

A社にハローワークの紹介で歯科衛生助手として入社した。短期間の勤務であったこともあり、同僚の氏名は覚えていない。当時の給与明細書等は無いため、証拠となるものは無いが、ハローワークでの求人票には社保扱いとなっていたと記憶している。アルバイト又はパート扱いでは採用されていない。雇用保険を掛けていたかどうかは覚えていない。退職時1か月分の給与が未払いとなり、ハローワークに相談し、後日この給与が支払われた。短期間ではあるが、正社員として勤務していたことは間違い無い。

申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言から、申立人が、時期は特定できないものの、A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、保険料控除について、複数の元同僚は「当時、入社してもすぐには社会保険には加入させてはもらえなかった。加入までの期間は、人によって違ったようだ」と証言している。

また、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記載は見当たらず、整理番号に欠番は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年4月1日から同年9月中旬まで
② 昭和21年10月ごろから23年12月ごろ

昭和19年4月1日にA社B工場に就職し、A社のB学校で午前は学科教育を受け、午後はA社のC工場で実習教育を受けた。同年9月中旬に旧陸軍に入隊するためA社を退職した。

復員後、昭和21年10月ごろからD社に勤務したが、社会保険庁の記録では申立期間①及び②の期間とも厚生年金保険の加入記録が無かった。調査して確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人がA社C工場で勤務していたことは、当時の勤務状況などを具体的に述べていることから推認できる。

しかし、申立人は給与明細書等の資料を保管しておらず、A社も同様に資料を保管していないため、厚生年金保険料控除を確認できる関係資料は無い。

また、A社は当時のB学校の在籍者の厚生年金保険の取扱いについては不明としている。

さらに、社会保険事務所の厚生年金被保険者名簿に申立人の名前は無く、同僚については連絡先が不明、又は死亡しているため証言を得られない。

申立期間②について、D社は昭和23年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同日付で厚生年金保険被保険者資格を取得した従業員のなかに申立人の名前は無い。

また、申立人が記憶している同僚の氏名は、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿に1人だけ確認できたが、厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和24年2月1日付で申立期間以後である。

さらに、当該事業所は既に全喪しており、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 756

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 9 月 1 日から 20 年 12 月 1 日まで
昭和 19 年 9 月にA社（現在は、E社。）B工場に入社後、籍を置いた状態で、C学校に6か月間、D研究所に6か月間配属されたが、その間も給料は実家に送られていた。

その後、昭和 20 年 9 月 1 日にA社B工場へ戻ったはずだが、社会保険庁の記録では、厚生年金の資格取得日が同年 12 月 1 日とされており、15 か月ほど欠落があるので、納得ができない。

申立期間を厚生年金被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社保管の従業員台帳から申立人について、昭和 19 年 10 月 1 日付で厚生年金保険の資格を取得した旨の記載があるものの、当該台帳に記載されている申立人の被保険者番号は 20 年 12 月 1 日に払い出された番号であることが社会保険事務所の保管する記号番号払出簿から確認できる。

また、F保管の兵籍簿によると、申立人の身分は、昭和 19 年 10 月 5 日から 20 年 2 月 9 日まではG（準軍人）、20 年 2 月 10 日から同年 9 月 6 日まではH（軍人）であることが確認でき、軍人の期間については、厚生年金保険の被保険者期間ではない。

さらに、昭和 20 年 9 月 6 日から同年 12 月 1 日までの期間については社会保険事務所の払出簿を確認したところ、同年 12 月 1 日に当該事業所で資格を取得した者は申立人を含め 250 人と多数であり、事業主が何らかの理由により、一斉に資格を取得させたことがうかがわれ、申立人についても同様の取扱いがなされた可能性が高い。

なお、昭和 19 年 9 月は、厚生年金保険制度として施行前であり厚生年金保険の被保険者期間とはならない期間である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 757

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 8 月 12 日から同年 10 月 5 日まで

私は、昭和 45 年 3 月に A 社に入社し、62 年 1 月末に退職するまで継続して勤務している。

しかし、社会保険庁の記録では、昭和 45 年 8 月 12 日から同年 10 月 5 日まで厚生年金保険の加入期間になっておらず、その期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた A 社の当時の同僚の証言により、申立人が申立期間に当該事業所に継続して勤務していたことは認められる。

しかし、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料は無い。

また、社会保険事務所が保管する A 社の被保険者原票でも、社会保険庁のオンライン記録と同様に、昭和 45 年 8 月 12 日に資格喪失の後、同年 10 月 5 日に資格再取得となっている。

さらに、申立人と同じ勤務形態であり同じ職務に従事していたもう 1 人の同僚についても、申立人と全く同じ日付で資格喪失と資格再取得がされている上、当該事業所では、他にも、資格喪失の後に資格再取得とされている被保険者が複数名見受けられる。

このほか、申立人と同じ日付で資格喪失と資格再取得がされている同僚及びその他の同僚も、申立人の保険料控除について不明としており、当時の社会保険の事務担当者からも証言が得られない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。